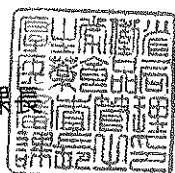




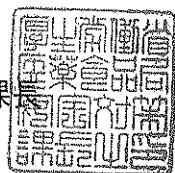
薬食審査発第1122001号  
薬食安発第1122001号  
平成19年11月22日

各 都道府県衛生主管部（局）長 殿  
保 健 所 設 置 市 長 殿  
特 别 区 長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課



厚生労働省医薬食品局安全対策課



### 新たに承認された第一類医薬品について

別添の医薬品については、薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき本日承認されたものであるが、これら医薬品は、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の2の表第2号上欄に掲げる医薬品に該当することから、法第36条の4第1項に規定する第一類医薬品となるので、貴管下関係企業等に対し、周知方よろしく御配慮願います。

なお、別添医薬品については、後日、一般用医薬品販売制度ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/index.html>)により提供することとしております。



## (別添)

有効成分	販売名 (製造販売業者名)	承認年月日	第一類医薬品の期間
アンブロキソール塩酸塩 イブプロフェン クロルフェニラミンマレイン酸塩 ジヒドロココデインリンリン酸塩 d,l-メチルエフェドリン塩酸塩 無水カフェイン チアミン硝化物 リボフラビン アスコルビン酸	•新パブロンエース錠 •パブロンエースAX錠 •パブロンクオリティ錠 •新パブロンエース微粒 •新パブロンエースAX微粒 •パブロンクオリティ微粒 (大正製薬株式会社)	平成19年11月22日	安全性等に関する製造販売後調査期間(3年)に1年を加えた期間

(別添)

有効成分	販売名 (製造販売業者名)	承認年月日	第一類医薬品の期間
アンブロキソール塩酸塩 アセトアミノフェン クロルフェニラミンマレイン酸塩 ジヒドロココデイソリン酸塩 d-L-α-メチルエフェドリン塩酸塩 無水カフェイン チアミン硝化物 リボフラビン アスコルビン酸	・新パブロンSG錠 ・パブロンセレクト錠 ・パブロンファイン錠 ・パブロンAX錠 ・新パブロンSG微粒 ・パブロンセレクト微粒 ・パブロンファイン微粒 ・パブロンAX微粒 (大正製薬株式会社)	平成19年11月22日	安全性等に関する製造販売後調査期間(3年)に1年を加えた期間

(別添)

有効成分	販売名 (製造販売業者名)	承認年月日	第一類医薬品の期間
アンブロキソール塩酸塩 イブプロフェン クロルフェニラミンマレイン酸塩 ジヒドロココデインリンリン酸塩 d-L-メチルエフェドリン塩酸塩 ヨウ化イソプロパミド 無水カフェイン チアミン硝化物 アスコルビン酸	・エスタツクイブファイン ・エスタツクイブゴールド ・エスタツクイブロイヤル ・エスタツクイブプラス ・エスタツクイブクリア ・イブゴールド ・イブロイヤル ・イブファイン ・エスタツクイブファイン顆粒 ・エスタツクイブゴールド顆粒 ・エスタツクイブロイヤル顆粒 ・エスタツクイブプラス顆粒 ・エスタツクイブクリア顆粒 ・イブゴールド顆粒 ・イブロイヤル顆粒 ・イブファイン顆粒	平成19年11月22日	安全性等に関する製造販売後調査 期間(3年)に1年を加えた期間

(エスエス製薬株式会社)